

指導・監査について

H30.3.20(火)午前

福祉総務課 指導監査係

指導について

		指導にあたっての基本的方針	効果	
指導	集団指導	<p>制度管理の適正化のための指導については、都道府県市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定事務の制度説明 →「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」 ②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 →「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」 ③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 →「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」 	<p>制度の理解 不正の防止</p>	<p>制度管理の 適正化</p>
	実地指導	<p>実地指導は、施設・居宅サービス等を行う事業者に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省(本省及び地方厚生局)との合同により実施</p>		
	運営指導	<p>○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等については、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性の理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施。</p>	<p>高齢者虐待防止 身体拘束禁止</p>	<p>より ケアの 実現</p>
	報酬請求指導	<p>○ 各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導。</p>	<p>不適正な請求 の防止</p>	
		<p>※ 運営基準違反又は不適切な請求等が確認された場合 → 一般行政指導(必要に応じ過誤調整) → 監査への変更(利用者の生命等に危険がある場合など)</p>		

平成29年度 主な文書指摘事項(訪問介護)

<人員基準>

- ①訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上確保できていない。

<運営基準>

- ①従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報、在職中はおとより退職後においても漏らすことのないよう、従業者から誓約書を徴する等の措置を講じていない。
- ②介護保険サービスと障害福祉サービスが明確に区分されないままサービス提供をしている。

<介護報酬>

- ①事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供をしているにもかかわらず、同一建物減算が適切になされていない。
- ②居宅サービス計画に位置付けのないサービス提供を、居宅介護支援事業者と調整をしないまま、恒常的に行っている。

平成29年度 主な文書指摘事項 (訪問看護・福祉用具貸与、販売)

<運営基準>

- ①従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報、
在職中はもとより退職後においても漏らすことのないよう、従業者
から誓約書を徴する等の措置を講じていない。

平成29年度 主な口頭指導事項(訪問介護)

<運営基準>

- ①訪問介護計画の作成及び見直しが遅延している。
- ②サービス提供記録にサービス提供内容のみが記載され、利用者の心身の状況等に係る記載がない。
- ③身体介護と生活介護が混合する場合に、それぞれのサービス提供内容や時間が記録されていない。
- ④サービス担当者会議に係る記録(日時、出席者、検討内容等)がなされていない。
- ⑤研修に係る記録(実施日時、内容、参加者等)がなされていない。
- ⑥健康診断等、必要な健康管理が行われていない。
- ⑦重要事項説明書における利用料の額が介護報酬改定前のものになっている。
- ⑧有料老人ホームと訪問介護が併設しているが、それぞれの従事時間が明確に区分されていない。

平成29年度 主な口頭指導事項(訪問介護)

<介護報酬>

- ①初回加算の算定にあたり、サービス提供責任者も訪問した旨の記録がなされていない。
- ②特定事業所加算の算定にあたり、従業者ごとの個別具体的な研修計画(目標、実施時期、内容等)の作成及び実施がなされていない。
- ③特定事業所加算の算定にあたり、サービス提供に係る留意事項の伝達や技術指導を目的とした定期的な会議の実施及びその記録(日時、出席者、会議内容等)がなされていない。

平成29年度 主な口頭指導事項(訪問看護)

<運営基準>

- ①訪問看護計画の作成及び見直しが遅延している。また、医療保険による訪問看護と、介護保険による訪問看護の内容が混在している。
- ②勤務表(原則月ごと)が作成されていない。
- ③研修に係る記録(実施日時、内容、参加者等)がなされていない。
- ④健康診断等、必要な健康管理が行われていない(非常勤職員を含む)。

<介護報酬>

- ①緊急時訪問看護加算を算定するにあたり、緊急時に対応できる体制であり、当該加算を算定することに係る同意を事前に得ていない。
- ②サービス提供体制強化加算を算定するにあたり、従業者ごとの研修計画の作成及び実施がなされていない。
- ③利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした定期的な会議について、その開催状況の概要を記録していない。
- ④2人体制による訪問看護を提供する場合に、事前に同意を得ていない。

平成29年度 主な口頭指導事項 (福祉用具貸与、販売)

<運営基準>

- ①貸与する福祉用具の消毒及び保管を委託している場合、委託契約書に定める頻度で、委託業者の業務の実施状況の確認を行っていない。
また、確認に係る記録がなされていない。
- ②健康診断等、必要な健康管理が行われていない(非常勤含む)。
- ③福祉用具貸与・販売後に、定期的な用具の点検や利用者の状況等の把握(モニタリング)を行った際に、記録がなされていない。
- ④勤務表に従業者の職種、常勤・非常勤の別や兼務関係、勤務時間等を記載していない。
- ⑤苦情報告書の様式が準備されていない。
- ⑥特定福祉用具販売計画が作成されていない。
- ⑦研修が実施されていない。また、研修に係る記録(実施日時、内容、参加者等)がなされていない。

平成29年度 主な口頭指導事項 (福祉用具貸与、販売)

<介護報酬>

- ①軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する特殊寝台等の貸与(例外給付)について、貸与が必要な理由等が記録されていない。

介護車両について

<介護車両に係る長崎市に寄せられたご意見>

- ①荒い運転をしている。
- ②駐車禁止の場所に無断で駐車している。
- ③狭い道に駐車し、通行の妨げになっている。
- ④上記の注意を運転手に注意しても、運転手が謝罪しない。

<事業所における具体的な取り組み事例>

- ①朝、夕方の送迎前に「安全運転5か条」の唱和をする。
- ②運転前に毎回、免許証の確認を行う。
- ③新たに送迎車の運転を任せるにあたり、管理者が事前に運転状況を確認する。
- ④無事故日数を掲示し、記録の更新を目指す。
- ⑤玄関扉の目線の位置や送迎車の目につく位置に、安全運転に係る標語を掲示する。
- ⑥利用者全員を送り届けた後、事業所に今から帰る旨連絡し、気を引き締める。

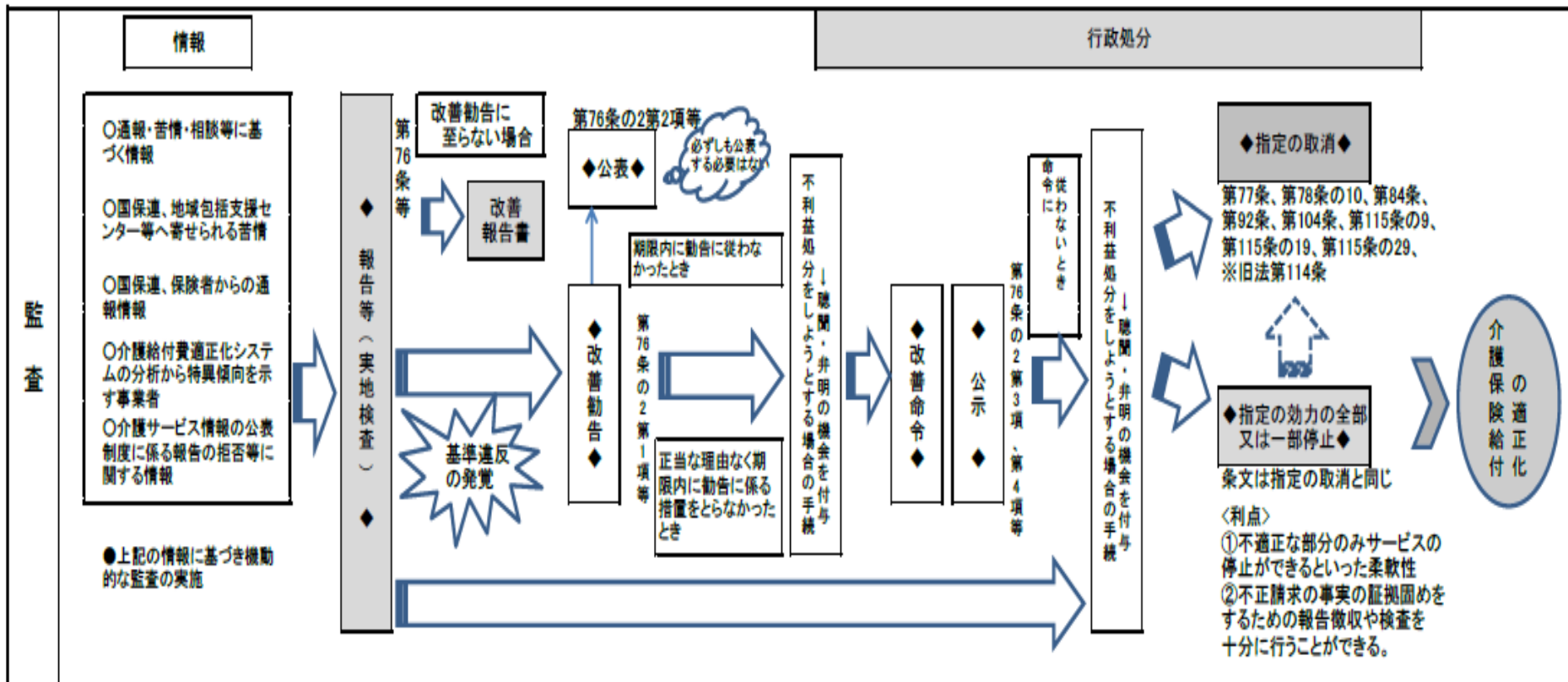
報酬返還を求めることがある事項(例)

- ①個別サービス計画が作成されていない。
- ②サービスの提供記録がない。
- ③加算要件を満たしていない。
- ④適正な報酬区分で請求がなされていない。

その他留意していただきたい点

- ①複数の事業所(介護保険サービス事業所と有料老人ホーム等)で勤務する職員について、それぞれの事業所での勤務時間を明確に区分できているか。
- ②宿泊デイサービスの場所または短期間利用する有料老人ホーム等を「居宅」とみなし、訪問介護や福祉用具等のサービスを利用させる等の不適切な状態になっていないか。

監査に係る行政指導及び行政処分について



(参考)「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001厚生労働省老健局長通知)

※健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の方

行政処分について

行政処分とは・・・

改善命令(介護保険法第76条の2)

勧告(行政指導)を受けた場合に、正当な理由なく期限内に改善の措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

また改善命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

指定の取消等(介護保険法第77条)

上記改善命令に従わないとき、当該事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

行政処分に係る程度の決定について

- ①公益侵害の程度
- ②故意性の有無
- ③反復継続性の有無
- ④組織性・悪質性の有無

その他、事業者の運営管理体制等の配慮すべき要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

最後に・・・

虐待や不適切な報酬請求、人員基準等を遵守できていない状態を事業所内で発見した際の対応により、事業所の姿勢が問われます。

隠ぺいや虚偽の報告等の行為は事態を悪化させるものであり、悪質とみなされます。

問題を正面からとらえ、速やかな初期対応(事実確認、組織的な情報共有や対応策の検討、原因分析や再発防止の取り組み、市への報告等)により、透明性を確保し、早期解決を図っていくことが大切です。